

岐阜県公報

第二千六百八十七号
平成二十七年十月六日

(火曜日)

目次

告示

道路の供用開始

(道路維持課) 六九五^ハ

公示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

(環境生活政策課) 六九六

公共測量の終了

(用地課) 六九六

建築基準法に基づく構造計算適合性判定の委任

(建築指導課) 六九七

土地改良区の定款の変更認可

(揖斐農林事務所) 六九八

落札者等に関する公示

(社会教育文化課) 六九八

告示

岐阜県告示第五百八十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年十月六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月六日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	岐阜線
路線名	美濃線
区間	岐阜市大字長古津字小島八 九一番一地先から 同市大字同字小島山 九一九番一地先まで
延長 (メートル)	三六・三
供用開始 の期日	平成 二七・〇・六
備考 (区域又は 決定又は 変更又は 告示年月 日ほか)	平成 二七・九・七

岐阜県告示第五百八十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年十月六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる
ときは翌日)

平成二十七年十月六日

課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月六日

岐阜県知事 古田 肇

道の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域の決定又は変更の告示年月日ほか)
白川那線	恵那市中野方町字大峰三九二三番一〇地先から加茂郡白川町切井字日蔭一四八二番九五地先まで		一四六三	平成二七・一〇・六	平成二・三・二四

公示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年十月六日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十七年九月十一日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人岐阜県就労支援事業者機構
- 三 代表者の氏名 村瀬 恒治
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市江川町二七番地
- 五 定款に記載された目的 本機構は、犯罪者や非行少年(更生保護事業法第二条第一項各号に掲げる者をいう。以下「犯罪者等」という。)

が善良な社会の一員として更生するためには、就職の機会を得て経済的に自立することが重要であることにかんがみ、事業者の立場から犯罪者等の就労を支援し、犯罪者等が再び犯罪や非行に陥ることを防止することにより、犯罪者等の円滑な社会復帰と安全な地域社会の実現を図り、もって個人及び公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年十月六日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十七年八月二十四日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 b o c c o d e c o k i d s
- 三 代表者の氏名 若林 佳子
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県多治見市太平町三丁目五三番地の一
- 五 定款に記載された目的 この法人は、理念とする「おもいやり」を大切に、安心して子育てできることを願い、全ての子育て家庭の子どもの託児に関する事業、また子育て家庭への子育て支援及び子育て相談、子育て情報に関する事業を行い、子育てしながら社会の一員として活躍できる場を提供し、人々が元気に生活するということに寄与することを目的とする。

公共測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により美濃加茂市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった

ので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。
 平成二十七年十月六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

美濃加茂市

二 作業種類

公共測量（二級基準点測量）

三 作業期間

平成二十七年六月二十九日から

同 年八月十四日まで

四 作業地域

美濃加茂市西町地区

建築基準法に基づく構造計算適合性判定の委任

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第十八条の二第一項の規定により、指定構造計算適合性判定機関に構造計算適合性判定を行わせることとしたので、法第七十七条の三十五の八第一項の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年十月六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定構造計算適合性判定機関の名称等

名 称	住 所	業務区域	構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地
一般財団法人日本建築設備・昇降機センター	東京都港区西新橋一丁目一五番五号	岐阜県の全域	東京都港区西新橋一丁目一五番五号

二 指定構造計算適合性判定機関に行わせることとした構造計算適合性判定の業務

次のいずれかに該当する建築物に係る構造計算適合性判定。なお、一の構造計算適合性判定に係る建築物が二以上あり、いずれか一の建築物が次のいずれかの建築物に該当するときは、当該構造計算適合性判定に係る建築物全てを次のいずれかの建築物に該当するものとみなす。

1 延べ面積が三千平方メートルを超える建築物（建築物の二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合においては、当該建築物の部分。以下同じ。）

2 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「政令」という。）第八十一条第二項第一号ロに定める構造計算による建築物

3 構造計算適合性判定を要する木造又は木造を併用する建築物

4 法第二十条第一項第二号イ及び第三号イの建築物で国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるものによって確かめられる安全性を有するもの

5 高さが三十一メートルを超える建築物

6 構造耐力上主要な柱、はり又は耐力壁をプレキャスト鉄筋コンクリート造とした建築物

7 構造耐力上主要な部分に設計基準強度が一平方ミリメートルにつき三十六ニュートン以上のコンクリートを使用する建築物

8 政令第八十条の二の規定に基づき、次により国土交通大臣が定めた安全上必要な技術的基準に従った構造を有する建築物

(一) プレストレストコンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件（昭和五十八年建設省告示第十三百二十号）

(二) 免震建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件（平成十二年建設省告示第二千九号）

(三) 薄板軽量形鋼造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件（平成十三年国土交通省告示第六百四十一号）

(四) アルミニウム合金造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件（平成十四年国土交通省告示第四百十号）

(五) 構造耐力上主要な部分にシステムトラスを用いる場合における当該構造耐力上主要な部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件（平成十四年国土交通省告示第四百六十三号）

- (六) コンクリート充填鋼管造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安
全上必要な技術的基準を定める件(平成十四年国土交通省告示第四百六十四号)
 - (七) 膜構造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的
基準を定める等の件(平成十四年国土交通省告示第六百六十六号)
 - (八) 鉄筋コンクリート組積造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安
全上必要な技術的基準を定める件(平成十五年国土交通省告示第四百六十三号)
 - 9 政令第三十九条第三項の規定に基づき構造耐力上安全なものとして国土交通大臣
が定めた特定天井及び特定天井の構造耐力上安全な構造方法を定める件(平成二十
五年国土交通省告示第七百七十一号)第三第二項第二号の構造方法を用いた建築物
 - 10 その他知事が必要と認める建築物
- 三 構造計算適合性判定の業務の開始の日
平成二十七年十月六日

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、次の土
地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十七年十月六日

岐阜県知事 古田 肇

土地改良区名	認可年月日
揖斐川町土地改良区	平成二七・九・二八

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成七年岐阜県規則第
百二十号)第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十七年十月六日

岐阜県知事 古田 肇

- 1 調達物品の名称及び数量 屋根材(材質は葺(サワラ)とし、特殊な加工を有する
もの) 一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 平成27年6月12日(金)
- 4 落札者を決定した日 平成27年7月24日(金)
- 5 落札者の住所及び氏名 岐阜市加納東丸町二丁目20番地
田中社株式会社
代表取締役 田中 敬二
- 6 落札金額 37,800,000円
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称 岐阜県高山庫園管理事務所管理調整係
(2) 所在地 高山市八軒町1 5

平成二十七年十月六日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ぶりとびあ十三 岐阜文芸社